

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付

第 1 節 通則

（協定税率を適用する国）

3 - 3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率（引下税率に限る。以下同じ。）を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
（ヨーロッパ州） （省略） ウクライナ （省略）		○	

第 2 節 申告納税方式による関税の確定

（電子メールによる送信）

7 の 2 - 9 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。

前記 7 の 2 - 5 の申請書及び添付書類

前記 7 の 2 - 8 の変更届及び添付書類

改正前

第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付

第 1 節 通則

（協定税率を適用する国）

3 - 3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率（引下税率に限る。以下同じ。）を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表

国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
（ヨーロッパ州） （同左） ウクライナ （同左）		○	

第 2 節 申告納税方式による関税の確定

（新設）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
― 後記 7 の 10 - 1 の届出書及び添付書類 （更正の請求の手続） 7 の 15 - 1 法第 7 条の 15 第 1 項の規定による更正の請求の取扱いは、次による。 更正の請求は、「関税更正請求書」（C - 1030）1 通に令第 4 条の 17 第 2 項に規定する書類を添付して税関に提出することにより行うが、その更正の請求が関税の納付前に行われる場合には、更正の請求の手続を求めなくても、法第 7 条の 16 第 1 項の規定による税関の減額更正として処理して差し支えない。 関税の納付前における更正の請求の場合にあつては、更正の請求前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替えさせる。 更正の請求が、さきに更正通知書の発せられた更正に対する更正の請求である場合においては、その請求の対象となつてゐる更正に係る更正通知書を添付するよう求める。 更正の請求の代理については、前記 7 - 2 に準ずる。 第 4 節 関税の納付及び徴収 （関税未納の外国貨物以外の一般財産についての関税の徴収の順位） 9 の 5 - 4 法第 11 条又は第 13 条の 2 の規定に基づく国税徴収の例による関税の徴収のため、当該関税を徴収すべき外国貨物以外の一般財産について滞納処分を行う場合における関税の徴収の順位については、<u>国税徴収法第 2 章（（国税と他の債権との調整））及び関係法令の規定によることとなるので留意する。</u>	（更正の請求の手続） 7 の 15 - 1 法第 7 条の 15 第 1 項（<u>（更正の請求）</u>）の規定による更正の請求は、次により行わせる。 更正の請求は、「関税更正請求書」（C - 1030）1 通（<u>関税の納付後における更正の請求の場合にあつては、2 通）</u>）に令第 4 条の 17 第 2 項（<u>（更正請求書の添付書類）</u>）に規定する書類を添付して税関に提出することにより行わせるが、その更正の請求が関税の納付前に行われる場合には、更正の請求の手続をさせるまでもなく、法第 7 条の 16 第 1 項（<u>（更正）</u>）の規定による税関の減額更正として処理して差し支えない。 関税の納付前における更正の請求の場合にあつては、更正の請求前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替えさせる。 更正の請求が、さきに更正通知書の発せられた更正に対する更正の請求である場合においては、その請求の対象となつてゐる更正に係る更正通知書を添付させる。 更正の請求の代理については、前記 7 - 2（<u>（通関業者による代理申告）</u>）に準ずる。 第 4 節 関税の納付及び徴収 （一般財産についての関税の徴収の順位） 9 の 5 - 4 法第 11 条の規定に基づく国税徴収の例による関税の徴収のため、外国貨物以外の一般財産について滞納処分を行う場合における関税の徴収の順位については、<u>次による。</u> ― <u>一般財産について滞納処分を行う場合における関税及び滞納処分費の徴収の順位は、法第 9 条の 5 第 2 項前段（（一般財産についての関税等の徴収の順位））の規定により、それぞれ国税徴収法に規定する国税及び滞納処分費と同順位となり、この場合においては、国税徴収法第 8 条（（国税優先の原則））</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	及び地方税法第 14 条((地方税優先の原則))の規定との関係上、同じ条件のもとでは地方税及びその滞納処分費とも同順位となる。 — これらの租税相互間においては、<u>国税徴収法第 12 条((差押先着手主義))の規定により納税者の財産について差押えをした租税は、その差押財産の換価代金について、これに対して交付要求した他の租税に優先し、納税者の財産について強制換価手続が行われた場合において、これに対して交付要求した租税は、同法第 13 条((交付要求先着手主義))の規定により、その換価代金について交付要求の順序に従って徴収し、担保を徴した租税は、同法第 14 条((担保を徴した国税の優先))の規定により、その換価代金について他のすべての租税に優先する。</u> — <u>関税と質権その他の担保付債権との優先劣後の関係については、国税徴収法第 2 章第 3 節((国税と被担保債権との調整))の規定により、原則として法第 14 条第 1 項((更正、決定等の期間制限))に規定する関税の法定納期限等（以下「法定納期限等」という。）を基準とし、関税はその法定納期限等以前に納税者の財産上に設定又は成立した担保付債権に対し、その換価代金について劣後し、その法定納期限等後に納税者の財産上に設定又は成立した担保付債権に対し、その換価代金につき優先する。</u> — <u>一部の先取特権（不動産保存の先取特権、不動産工事の先取特権、救助者の先取特権等）又は留置権によつて担保されている債権に対しては、国税徴収法第 19 条第 1 項((不動産保存の先取特権等の優先))又は第 21 条((留置権の優先))の規定により、関税は、その換価代金（留置権の場合は、滞納処分により換価した代金）につき、これらの債権の成立の時のいかにかわらず、常に劣後する。</u> <u>また、納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、関税は、国税徴収法第 17 条第 1 項((譲受前に設定された質権又は抵当権の優先))の規定により、その換価代金につきその質権又は抵当権によつて担保される債権に劣後し、納税者が他に換価して関税に充て得る財産がないにもかかわらず、その者の滞納関税の法定納期限等後に登記した質権又は抵当権の設定されている財産を譲渡し、その結果、その納税者に対して滞納処分を執行しても滞納関税の徴収に不足すると認められるときには、同法第</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（担保提供の順位等） 9 の 6 - 2 担保は、なるべく処分が容易で、かつ、価額の変動のおそれが少ないものから提供を受けるものとする。 <u>なお、担保は、その担保にかかる関税等が完納されるまでの延滞税および担保の処分に要する費用をも十分に担保できる価額のものでなければならない。</u> （徴収の引継ぎを行う場合） 10 の 2 - 1 法第 10 条の 2 第 1 項に規定する「必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当し、徴収の引継ぎを行うことにより、法第 11 条の規定に基づく関税の徴収を効率的に行うことができると認められる場合をいう。 なお、徴収の引継ぎに<u>あたっては</u>、あらかじめ引継税関間において協議を行うものとする。 複数の税関にわたり同一の納税義務者に係る滞納が発生した場合又は発生すると認められる場合 差し押さえた財産又は差し押さえるべき財産の所在が他の税関の管轄内にあるもの 滞納に関する相手方の所在が他の税関の管轄内にあるもの <u>他の税関の調査による課税資料を基に調査を行い課税処分が行われた場合</u> （徴収の引継ぎの時期） 10 の 2 - 2 法第 10 条の 2 第 1 項の規定による徴収の引継ぎの時期は、次による。 徴収の引継ぎの時期は、原則として督促後又は繰上請求後に行うものとする。	<u>22 条第 1 項（担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収）の規定により、その譲渡財産の強制換価手続においてその担保権者が配当を受けるべき金額からその滞納関税を徴収することができる。</u> （担保提供の順位） 9 の 6 - 2 担保は、なるべく処分が容易で、かつ、価額の変動のおそれが少ないものから提供<u>させる</u>。 （徴収の引継ぎを行う場合） 10 の 2 - 1 法第 10 条の 2 第 1 項<u>（徴収の引継ぎ）</u>に規定する「必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当し、徴収の引継ぎを行うことにより、法第 11 条の規定に基づく関税の徴収（<u>以下この節において「滞納処分」という。</u>）を効率的に行うことができると認められる場合をいう。 なお、徴収の引継ぎに<u>あたつては</u>、あらかじめ引継税関間において協議を行うものとする。 ～ （同左） 他の税関の<u>犯則事件調査による課税資料を参考に課税調査し徴収決定が行われたもの</u> （徴収の引継ぎの時期） 10 の 2 - 2 法第 10 条の 2 第 1 項<u>（徴収の引継ぎ）</u>の規定による徴収の引継ぎの時期は、次による。 （同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
徴収の引継ぎを行う場合において、差し押さえるべき財産の所在が複数の税関の管轄内にあり、徴収の引継ぎを行おうとする税関ごとに財産を差し押さえた後に徴収の引継ぎを行うことが、<u>関税の徴収</u>を効率的に行うことができると認められる場合には、所要の手續を了した後に徴収の引継ぎを行うものとする。	徴収の引継ぎを行う場合において、差し押さえるべき財産の所在が複数の税関の管轄内にあり、徴収の引継ぎを行おうとする税関ごとに財産を差し押さえた後に徴収の引継ぎを行うことが、<u>滞納処分</u>を効率的に行うことができると認められる場合には、所要の手續を了した後に徴収の引継ぎを行うものとする。
徴収の引継ぎに<u>あたっては</u>、当該徴収の引継ぎに要する期間を考慮し、<u>差押え等の滞納処分着手の遅延又は調査の中断等のために</u>その後の徴収不足を来すことのないよう留意する。	徴収の引継ぎに<u>あたつては</u>、当該徴収の引継ぎに要する期間を考慮し、<u>滞納処分の着手の遅延又は中断等のために</u>その後の徴収不足を来すことのないよう留意する。
第 5 節 その他	第 5 節 その他
（徴収権の消滅時効に関する国税通則法の規定の準用の効果） 14 の 2 - 1 法第 14 条の 2 第 2 項による国税通則法の規定の準用の効果は、次のとおりである。	（徴収権の消滅時効に関する国税通則法の規定の準用の効果） 14 の 2 - 1 法第 14 条の 2 第 2 項<u>（（徴収権の消滅時効に関する国税通則法の規定の準用））</u>による国税通則法の規定の準用の効果は、次のとおりである。
関税の徴収権の時効については、国税通則法第 72 条第 2 項<u>（（国税の徴収権の消滅時効））</u>の規定が準用される結果、納税者による時効の援用を要せず、また、時効完成後における利益の放棄は認められない。<u>したがって</u>、時効の完成後に関税の納付が<u>あった</u>場合には、過誤納金としてこれを還付することになる。	関税の徴収権の時効については、国税通則法第 72 条第 2 項<u>（（時効の絶対的効力））</u>の規定が準用される結果、納税者による時効の援用を要せず、また、時効完成後における利益の放棄は認められない。<u>したがつて</u>、時効の完成後に関税の納付が<u>あつた</u>場合には、過誤納金としてこれを還付することになる。
関税の徴収権の時効については、国税通則法第 73 条<u>（（時効の中断及び停止））</u>の規定が準用される結果、関税についての更正、決定、納税の告知、督促及び交付要求には、同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定により時効中断の効力が認められ、また、国税徴収の例により、関税を徴収する場合における同法第 46 条<u>（（納税の猶予等））</u>の規定による納税の猶予及び国税徴収法に規定する換価の猶予並びに関税の賦課、徴収に関する処分につき不服申立てがされた場合その他これに類する場合において裁決庁等がする徴収の猶予又は滞納処分の続行の停止が<u>あった</u>場合には、同法第 73 条第 4 項の規定により、時効停止の効力が認められる。	関税の徴収権の時効については、国税通則法第 73 条<u>（（時効の中断及び停止））</u>の規定が準用される結果、関税についての更正、決定、納税の告知、督促及び交付要求には、同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定により時効中断の効力が認められ、また、国税徴収の例により、関税を徴収する場合における同法第 46 条<u>（（納税の猶予等））</u>の規定による納税の猶予及び国税徴収法に規定する換価の猶予並びに関税の賦課、徴収に関する処分につき不服申立てがされた場合その他これに類する場合において裁決庁等がする徴収の猶予又は滞納処分の続行の停止が<u>あつた</u>場合には、同法第 73 条第 4 項<u>（（時効の停止））</u>の規定により、時効停止の効力が認められる。
関税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した	関税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
場合における当該貨物に係る関税に関する時効は、国税通則法第 73 条第 3 項の規定により、当該関税の法定納期限等（<u>法第 14 条第 1 項に規定する法定納期限等をいう。以下この項において同じ。</u>）から 2 年間は進行しない。 ただし、当該法定納期限等の翌日から同日以後 2 年を経過する日までの期間内に、修正申告書の提出、更正決定等があった場合においては、これらの行為又は処分に係る当該部分の関税ごとに、修正申告書が提出された日、更正通知書若しくは決定通知書又は賦課決定通知書が発せられた日の翌日から、時効が進行する。 第 4 章 保稅地域 第 3 節 保稅蔵置場 （電子メールによる送信） <u>50 - 9 以下の届出書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該届出書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該届出書等を受理したときは、その旨を電子メールにより届出者等に連絡するものとする。</u> — <u>前記 50 - 1 又は 50 - 2 の届出書及び添付書類</u> — <u>前記 50 - 3、50 - 7 又は後記 55 - 1 の申請書及び添付書類</u> — <u>前記 50 - 6 の変更届及び添付書類</u> 第 4 節 保稅工場 （保稅工場の許可の特例） 61 の 5 - 1 前記 50 - 1 から <u>50 - 9</u> までの規定は、法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けた者又は受けようとする者に係る同条に基づく手続等についてそれぞれ準用する。	場合における当該貨物に係る関税に関する時効は、国税通則法第 73 条第 3 項（<u>（時効の停止）</u>）の規定により、当該関税の法定納期限等から 2 年間は進行しない。 ただし、当該法定納期限等の翌日から同日以後 2 年を経過する日までの期間内に、修正申告書の提出、更正決定等が<u>あつた</u>場合においては、これらの行為又は処分に係る当該部分の関税ごとに、修正申告書が提出された日、更正通知書若しくは決定通知書又は賦課決定通知書が発せられた日の翌日から、時効が進行する。 第 4 章 保稅地域 第 3 節 保稅蔵置場 （新設） 第 4 節 保稅工場 （保稅工場の許可の特例） 61 の 5 - 1 前記 50 - 1 から <u>50 - 8</u> までの規定は、法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けた者又は受けようとする者に係る同条に基づく手続等についてそれぞれ準用する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 5 章 運送	第 5 章 運送
（電子メールによる送信）	（新設）
63 の 2 - 8 <u>以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</u>	
— <u>前記 63 の 2 - 1 の申請書及び添付書類</u>	
— <u>前記 63 の 2 - 4 又は 63 の 2 - 5 の変更届及び添付書類</u>	
— <u>後記 63 の 6 - 1 の届出書及び添付書類</u>	
第 6 章 通 関	第 6 章 通 関
第 1 節 一般輸出通関	第 1 節 一般輸出通関
（輸出貨物のコンテナ扱い）	（輸出貨物のコンテナ扱い）
67 - 1 - 20 コンテナを利用して輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）される貨物をコンテナに詰めたまゝ輸出申告し、許可を受ける場合の取扱い（以下この項において「コンテナ扱い」という。）は、次による。	67 - 1 - 20 コンテナを利用して輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）される貨物をコンテナに詰めたまゝ輸出申告し、許可を受ける場合の取扱い（以下この項において「コンテナ扱い」という。）は、次による。
コンテナ扱いを認める条件	コンテナ扱いを認める条件
コンテナ扱いは、次に掲げる各条件を充たす貨物で、検査を実施する場合に支障がないものについて認めるものとする。	コンテナ扱いは、次に掲げる各条件を充たす貨物で、検査を実施する場合に支障がないものについて認めるものとする。
イ 輸出者が次のいずれにも該当していないこと。	イ 輸出者が次のいずれにも該当していないこと。
過去 3 年間に輸出に関し関税に関する法令の規定に違反して処罰されたこと。	過去 3 年間に輸出に関し関税に関する法令の規定に違反して処罰されたこと。
過去 2 年間に税関の審査・検査により、輸出に関し関税に関する法令に従っていないことが発見されたこと（例えば、申告外物品が発見された場合）又は関税に関する法令に従っていないおそれがあると税関に指	過去 1 年間に税関の審査・検査により、輸出に関し関税に関する法令に従っていないことが発見されたこと（例えば、申告外物品が発見された場合）又は関税に関する法令に従っていないおそれがあると税関に指

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
摘され申告の撤回をしたこと（例えば、他法令の許可・承認等を必要とする貨物であることが税関に指摘され申告を撤回した場合）。ただし、単なる誤記又は記入漏れその他の明らかに単純な誤りに起因する場合を除く。 過去 3 年間に外国為替及び外国貿易法第 48 条（（輸出の許可等））の規定に違反して処罰されたこと。 □ <u>輸出者が過去 1 年以内にコンテナにより貨物（混載貨物を除く）を輸出したことがあること。</u> ハ 複数輸出者に係る貨物が同一コンテナに詰め込まれるものでないこと。 ニ の規定により本制度の適用を中止した輸出者について、その中止の日から 1 年が経過していること。 コンテナ扱い申出書の提出 コンテナ扱いを受けようとする者は、貨物をコンテナに詰め込む前に「コンテナ扱い申出書（個別・包括）」（C - 5240）2 通及び <u>□の実績を確認するための書類（例えば、ドック・レシート等）</u>を当該貨物の輸出申告を行う税関官署の通関部門に提出するものとし、税関は、これを認めたときは、うち 1 通に審査印を押なつて返付する。 この場合において、長期契約等に基づいて恒常的に輸出される貨物については、税関が適当と認める場合には、一定期間（最高 1 年）について包括的にこの手続を行うこととして差し支えないものとする。 なお、税関は、必要と認めるときは、コンテナ扱い申出書に当該貨物に係る取引関係書類の<u>添付又は提示を求めるものとする。</u> ～ （省略） （特定輸出者の承認申請手続） 67 の 3 - 3 法第 67 条の 3 第 1 項の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書」（C - 9000）（以下この項から後記 67	摘され申告の撤回をしたこと（例えば、他法令の許可・承認等を必要とする貨物であることが税関に指摘され申告を撤回した場合）。ただし、単なる誤記又は記入漏れその他の明らかに単純な誤りに起因する場合を除く。 過去 3 年間に外国為替及び外国貿易法第 48 条（（輸出の許可等））の規定に違反して処罰されたこと。 □ <u>輸出者が新規に貨物を輸出する場合でないこと。</u> ハ 複数輸出者に係る貨物が同一コンテナに詰め込まれるものでないこと。 ニ の規定により本制度の適用を中止した輸出者について、その中止の日から 1 年が経過していること。 コンテナ扱い申出書の提出 コンテナ扱いを受けようとする者は、貨物をコンテナに詰め込む前に「コンテナ扱い申出書（個別・包括）」（C - 5240）2 通を当該貨物の輸出申告を行う税関官署の通関部門に提出するものとし、税関は、これを認めたときは、うち 1 通に審査印を押なつて返付する。 この場合において、長期契約等に基づいて恒常的に輸出される貨物については、税関が適当と認める場合には、一定期間（最高 1 年）について包括的にこの手続を行わせることとして差し支えないものとする。 なお、税関は、必要と認めるときは、コンテナ扱い申出書に当該貨物に係る取引関係書類を<u>添付させ、又は提示させるものとする。</u> ～ （同左） （特定輸出者の承認申請手続） 67 の 3 - 3 法第 67 条の 3 第 1 項の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書」（C - 9000）（以下この項から後記 67

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
の 10 - 2 までにおいて「承認申請書」という。) 2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。 <u>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</u> なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。 承認申請書には、令第 59 条の 7 第 2 項に規定する法第 67 条の 4 第 3 号の規則（以下この項及び後記 67 の 5 - 1 において「法令遵守規則」という。）2 通（原本、申請者用）及び令第 59 条の 7 第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付する。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付する。 令第 59 条の 7 第 1 項第 4 号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項を言う。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 7 条の 2 第 1 項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。 イ 会社概況	の 10 - 2 までにおいて「承認申請書」という。) 2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。 なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。 及び （同左）

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

10

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

67 の 3 - 4 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第 59 条の 7 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第 59 条の 7 第 5 項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記 7 の 2 - 6、7 の 2 - 7、7 の 2 - 8 及び 7 の 2 - 9 (を除く) の規定に準じて取り扱う。この場合において、7 の 2 - 7 中「特例輸入者承認通知書」(C - 9010) 又は「特例輸入者不承認通知書」(C - 9020) とあるのは、「特定輸出者承認通知書」(C - 9013) 又は「特定輸出者不承認通知書」(C - 9023) と、7 の 2 - 8 中「法第 7 条の 5 第 1 号イからホまでのいずれか」とあるのは、「法第 67 条の 4 第 1 号イからニまでのいずれか」と、「法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか」とあるのは「法第 67 条の 8 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか」と読み替えるものとする。

(他法令による許可、承認等の確認)

70 - 1 - 1 輸出貨物についての法第 70 条((証明又は確認))の規定の適用については、次による。

(省略)

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ.(省略)	(省略)	(省略)
ロ.輸出の制限、禁止関係		
(イ)(省略)	(省略)	(省略)
(ロ)文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)	第 44 条((輸出の禁止)) 〔重要文化財又は重要美術品〕	第 44 条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注)輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品に若しくは重要有形民俗文化財に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財部美術学芸課長又

改正前

67 の 3 - 4 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第 59 条の 7 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第 59 条の 7 第 5 項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記 7 の 2 - 6、7 の 2 - 7 及び 7 の 2 - 8 の規定に準じて取り扱う。この場合において、7 の 2 - 7 中「特例輸入者承認通知書」(C - 9010) 又は「特例輸入者不承認通知書」(C - 9020) とあるのは、「特定輸出者承認通知書」(C - 9013) 又は「特定輸出者不承認通知書」(C - 9023) と、7 の 2 - 8 中「法第 7 条の 5 第 1 号イからホまでのいずれか」とあるのは、「法第 67 条の 4 第 1 号イからニまでのいずれか」と、「法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか」とあるのは「法第 67 条の 8 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか」と読み替えるものとする。

(他法令による許可、承認等の確認)

70 - 1 - 1 輸出貨物についての法第 70 条((証明又は確認))の規定の適用については、次による。

(同左)

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ.(同左)	(同左)	(同左)
ロ.輸出の制限、禁止関係		
(イ)(同左)	(同左)	(同左)
(ロ)文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)	第 44 条((輸出の禁止)) 〔重要文化財又は重要美術品〕	第 44 条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注)輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品に若しくは重要有形民俗文化財に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財部美術学芸課長又

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(ハ)～(チ)(省略) ハ.(省略) 及び (省略)	第 82 条 〔重要有形民俗 文化財〕	は国立京都博物館長が発行する 「古美術品輸出鑑定証明書」の 提出を行わせるものとする。 第 82 条の規定により文化庁長官 が発行した輸出許可書	(ハ)～(チ)(同左) ハ.(同左) 及び (同左)	第 56 条の 13 の 2 〔重要有形民俗 文化財〕	は国立京都博物館長が発行する 「古美術品輸出鑑定証明書」の 提出を行わせるものとする。 第 56 条の 13 の 2 の規定により文 化庁長官が発行した輸出許可書
	第 125 条第 1 項 ((現状変更等の 制限)) 〔天然記念物〕 (省略) (省略)	第 125 条第 1 項の規定により文化 庁長官が発行した現状変更（輸出） 許可書 (省略) (省略)		第 80 条第 1 項 ((現状変更等の 制限)) 〔天然記念物〕 (同左) (同左)	第 80 条第 1 項の規定により文化庁 長官が発行した現状変更（輸出）許 可書 (同左) (同左)
第 4 節 特殊輸入通関			第 4 節 特殊輸入通関		
(関税率表等の分類の特例扱い)			(関税率表等の分類の特例扱い)		
67 - 4 - 17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO協定の譲許表（前記 3 - 2 の に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。			67 - 4 - 17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO協定の譲許表（前記 3 - 2 の に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。		
なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。			なお、本取扱いは、特例申告貨物及び定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。		
第 6 章の 2 認定通関業者			第 6 章の 2 認定通関業者		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>（電子メールによる送信）</u> <u>79 - 7 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</u> — <u>前記 79 - 1 の申請書及び添付書類</u> — <u>前記 79 - 4 の変更届及び添付書類</u>	<u>（新設）</u>